

埼玉県所沢市における保有個人情報の取扱いについての個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 8 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、令和 8 年 ● 月 ● 日、埼玉県所沢市（以下「所沢市」という。）における個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、所沢市長に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 157 条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 33 条の規定による指導を行った。

第 1 事案の概要

所沢市において、市民税課に在籍していた職員 A（以下「元職員 A」という。）が、市・県民税額や保育料の負担軽減を目的として、令和 5 年 1 月以降、①戸籍謄本等の公用申請、②住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）及び③統合宛名システムを不正に利用し、親族 14 人の個人番号を含む個人情報を不正に取得し、当該親族を、元職員 A 又はその配偶者の扶養親族として修正申告をすることで、市・県民税の還付・減額を受けたほか、市民税課税額を基に算出される保育料の減額を受けたことが発覚した。

この件に関し、以下のとおり、所沢市における個人番号を含む保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に不備が認められた。

第 2 事実関係

1 所沢市における運用

元職員 A が在籍していた市民税課における、戸籍謄本等の公用申請、住基ネットの利用及び統合宛名システムの利用に係る運用は以下のとおりであった。

(1) 戸籍謄本等の公用申請

市民税課では、関係法令に基づき、本籍地へ戸籍謄本等の請求（以下、このような戸籍謄本等の請求を「公用申請」という。）を行う場合がある。

公用申請を行う場合、市民税課職員は、公用申請請求書（以下「請求書」という。）を作成・印刷して、文書番号を取得し、市民税課専用の市長印（以下「公印」という。）を押印し、本籍地に送付する。

戸籍謄本等は、本籍地から所沢市役所に郵送された後、当該職員に直接手渡

しされ、職員は、受領した戸籍謄本等を、指定された場所に保管する。

(2) 住基ネットの利用

住基ネットは、氏名、住所、生年月日及び性別を基に個人番号を検索する、個人番号を基に現住所を検索するといった機能を有し、市民税課職員は、現住所が必要になった場合に、住基ネットを利用する場合がある。

住基ネットは、市民課が管理しており、市民課以外の職員が利用できる住基ネット端末は、市民課に設置してある1台のみ（以下「専用端末」という。）で、市民課以外の職員は、所定の手続を経て、管理簿に必要事項を記入することで、専用端末で住基ネットを利用できる。

(3) 統合宛名システムの利用

統合宛名システムは、個人番号を基に、特定の人物の扶養加入状況、所得等を他の市町村に対して照会するといった機能を有し、市民税課職員は、課税調査等の際に、統合宛名システムを利用する場合がある。

統合宛名システムは、デジタル戦略課が管理しており、デジタル戦略課以外の職員は、所定の手続を経て、各自に配布されている業務用端末のブラウザから、統合宛名システムを利用できる。

2 発生原因

(1) 戸籍謄本等の公用申請の不正利用について

所沢市（市民税課）においては以下の事実が認められた。

- ・ 市民税課では、請求書の発送前に文書番号を取得することとなっていたが、同一日に複数の自治体へ請求書を送付する場合等には、発送日を基準に文書番号を一つ取得して、まとめて発送することが認められていた。
- ・ 市民税課では、請求書に公印を押印し、送付する運用であったが、公印は、日常的に課長席の横に置かれて自由に使える状態にあり、勤務時間中であれば誰でも、特段の許可なく公印を押印できる状態にあった。
- ・ 市民税課では、請求書の控えを保管することや、送付済みの請求書について文書番号や送付先を記録することをしておらず、事後的に、誰が、どの請求書を、どこに送付したか等を確認できる状態にはなかった。
- ・ 戸籍謄本等は、本籍地から所沢市役所に郵送された後、申請した職員に直接手渡しされ、受領後に収受番号を付番する等をしておらず、職員が、受領した戸籍謄本等を手元に保管していたとしても、それに気付ける状態にはなかった。

これらにより、所沢市においては、元職員Aが戸籍謄本等の公用申請を容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、当該状態は、令和6年11月の本件発覚時も継続していた。

(2) 住基ネットの不正利用

所沢市（市民課）においては以下の事実が認められた。

- 市民課では、市民課以外の職員が専用端末で住基ネットを使用する際は、管理簿に必要事項を記入した上で使用することとしていた。また、専用端末のログでは、操作者、時間、検索項目等が記録されていた。しかし、市民課では、平成 14 年 8 月に住基ネットの稼働が開始してから一度も、当該ログの確認や、当該ログと管理簿の突合等は行っていなかった。

これにより、所沢市においては、元職員 A が住基ネットを容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、当該状態は、令和 6 年 11 月の本件発覚時も継続していた。

(3) 統合宛名システムの不正利用

所沢市（デジタル戦略課）においては以下の事実が認められた。

- 統合宛名システムのログでは、検索条件、検索に対する応答の有無、時間等が記録されていた。しかし、デジタル戦略課では、平成 29 年 11 月に統合宛名システムの稼働が開始してから一度も、当該ログの確認は行っていなかった。

これにより、所沢市においては、元職員 A が統合宛名システムを容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、当該状態は、令和 6 年 11 月の本件発覚時も継続していた。

第 3 個人情報保護法上の問題点

1 安全管理措置

- (1) 個人情報保護法第 66 条第 1 項において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされている。

そして、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）4-8-1において、「この指針は、法第 66 条第 1 項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

- (2) 所沢市は、多数の住民の個人情報を取り扱っているだけでなく、住基ネット

や統合宛名システムによって、日本全国の国民の現住所、本籍地、扶養加入状況、所得等を横断的に検索することが可能である。このような所沢市が行っている業務の性質、取り扱う保有個人情報の性質等に起因するリスクに鑑みて、所沢市は、職員による公用申請、住基ネット及び統合宛名システムの利用について、必要かつ適切な内容の安全管理措置を講ずる必要があるところ、所沢市における保有個人情報の取扱いについて、以下の問題点が認められた。

2 保有個人情報の取扱状況の記録

- (1) 事務対応ガイド 4-8-5(9)【保有個人情報の取扱状況の記録】において、「保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。」と規定している。
- (2) 所沢市においては、前記第2の2(1)のとおり、公用申請により本籍地から取得する戸籍謄本等に記録された保有個人情報について、台帳等を整備するなどして利用や保管等の取扱状況を記録するための措置が著しく不十分であったものと認められる。

3 アクセス記録

- (1) 事務対応ガイド 4-8-6(3)【アクセス記録】において、「保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。」と規定している。
- (2) 所沢市においては、前記第2の2(2)及び(3)のとおり、保有個人情報へのアクセス記録に関する措置に不備があったものと認められる。

4 監査及び点検の実施

- (1) 事務対応ガイド 4-8-12(1)【監査】において、「監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2（管理体制）から4-8-11（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。」、同4-8-12(2)【点検】において、「保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。」と規定している。

- (2) 所沢市においては、前記のとおり、戸籍謄本等の公用申請について保有個人情報取扱状況を記録するための措置を実施していなかっただけでなく、住基ネット及び統合宛名システムの利用に関するアクセス記録に関する措置も不十分であり、このような状況は、本件が発覚する令和6年11月頃まで継続しており、監査及び点検の実施に関する措置に不備があったものと認められる。

5 個人情報保護法に基づく報告

事務対応ガイド4-8-11(6)【法に基づく報告及び通知】において、「漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。」と規定している。

しかしながら、所沢市は、当委員会への報告を著しく遅滞しており、保有個人情報の安全管理上の問題に対応する措置について不備が認められる。

第4 番号法上の問題点

1 安全管理措置

番号法第12条において、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされている。

この点、所沢市における個人番号の取扱いについて、以下の問題点が認められた。

2 組織的安全管理措置

(1) 取扱規程等に基づく運用

ア 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（以下「番号法ガイドライン」という。）（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）**2**—C—bにおいて、「取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。」と規定している。

イ 所沢市においては、前記第2の2(2)のとおり、取扱規程等に基づく運用に関する措置について不備が認められる。

(2) 番号法に基づく報告

番号法ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）**2**－C－dにおいて、「漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。」と規定している。

しかしながら、所沢市は、警察が捜査中であること等を理由に、当委員会への報告を著しく遅滞しており、本件では、この点は報告が遅延するしん酌すべき事情とはいえず、漏えい等事案に対応する体制等の整備に関する措置について不備が認められる。

第5 当委員会の対応について

1 個人情報保護法の規定による対応について

所沢市に対して、以下の点について、個人情報保護法第157条の規定による指導を行い、同法第156条の規定により、令和8年3月31日までに再発防止策の実施状況等について資料の提出等を求めることとする。

- (1) 前記第3の問題点を踏まえ、個人情報保護法第66条第1項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- (2) 再発防止策を確実に実施するとともに、以後、適切に運用し（必要に応じて見直すことを含む。）、継続的にその取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

2 番号法の規定による対応について

所沢市に対して、以下の点について、番号法第33条の規定による指導を行い、同法第35条第1項の規定により、令和8年3月31日までに再発防止策の実施状況等について報告等を求めることとする。

- (1) 前記第4の問題点を踏まえ、番号法第12条及び番号法ガイドラインに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- (2) 再発防止策を確実に実施するとともに、以後、適切に運用し（必要に応じて見直すことを含む。）、継続的にその取り扱う特定個人情報の漏えい等の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 公表について

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護の

ため、地方公共団体における保有個人情報の取扱いが適切に行われ、これに対する国民の信頼が維持されることは極めて重要である。

そして、所沢市の問題点は、所沢市の人口約 34 万人¹に限らず、広く日本国民の個人情報が不正・不適切に利用される可能性をはらんだものであり、多数の国民が影響を受け得る事案である。くわえて、不正に利用された個人情報には、扶養加入状況や所得といった、一般的に他人に知られたくないようなセンシティブな情報も含まれていた。

さらに、本件によって問題点が認められたのは、公用申請、住基ネット及び統合宛名システムという、地方公共団体が相互に国民に関する情報交換を実現するための仕組みであり、同様の問題点は、所沢市以外の地方公共団体に存在する可能性も相応に考えられ、本件を公表することによって他の地方公共団体に対して注意を促す意義がある。

以上のような事情を考慮し、本件については本資料のとおり公表する。

以 上

¹ 所沢市「最新の人口について（令和 8 年 1 月末日現在）」
(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/data/jinkou/saishin.html>)